

自立支援医療（育成医療）「世帯」調書

受診者の属する「世帯」構成	氏名	居住地	続柄	生年月日	職業 (勤務先)	
	保護者(申請者) 個人番号	年1月1日現在 <input type="checkbox"/> 上記と同じ		S・H・R ・		
	受診者 個人番号	<input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ 年1月1日現在 <input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		
	世帯員 個人番号	<input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		
		年1月1日現在 <input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		
		<input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		
		年1月1日現在 <input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		
	個人番号	<input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ 年1月1日現在 <input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		
	「世帯」外で同一住所の者	氏名	居住地	続柄	生年月日	職業 (勤務先)
	個人番号	<input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ 年1月1日現在 <input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		
	個人番号	<input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ 年1月1日現在 <input type="checkbox"/> 保護者(申請者)と同じ		S・H・R ・		

- 注意
- 1 受診者の属する「世帯」とは、居住地にかかわらず受診者と同一の医療保険に加入する方全員をいいます。
 - 2 「世帯」外で同一住所の者とは、受診者と同一住所に居住し、受診者と加入する医療保険が異なる方をいいます。
 - 3 「続柄」は、受診者から見たものを記入してください。
 - 4 ご家族全員の健康保険証を添付してください。
 なお、受診者が国民健康保険に加入し、かつ、保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者の方の被保険者証も添付してください。なお、受診者及び保護者が久喜市国民健康保険に加入している場合、同意書の提出があれば省略することができます。
 - 5 市町村民税等を確認できる書類を添付してください。(裏面参照)

所得確認書類

「世帯」の所得状況	添付証明書
<p>1. 生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方</p>	<p>●受給を証明する書類 (受診者と同一の住民登録上の世帯で受給している方がいる場合も提出してください。)</p>
<p>2. 上記以外の方</p>	<p>●市町村民税所得（課税）証明書（*）又は非課税証明書 (同意書の提出があれば省略することができます。)</p> <p>【受診者が国保に加入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世帯」全員のものを用意してください。 ・保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者の方のものも必要となります。 <p>【受診者が社会保険に加入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者のものを用意してください。
<p>3. 所得区分が「低所得1」の方 (市町村民税非課税世帯で収入が80万円以下)</p>	<p>●上記2のほか「世帯」構成にかかわらず、受診者の保護者全員(同居の方)に関する下記の証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村民税非課税証明書 (同意書の提出があれば省略することができます。) (2) 障害年金等の公的年金証書の写し、振込通知書など (3) 特別児童扶養手当等の証書の写し、振込通知書など
<p>(備考)</p> <p>① 4月から6月までに申請する場合 前年度の市町村民税所得（課税）証明書（*）又は非課税証明書を提出してください。</p> <p>7月から3月に申請する場合 申請年度の市民税所得（課税）証明書（*）又は非課税証明書を提出してください。</p> <p>② 障害年金等又は特別扶養手当等の収入状況の証明書は、直近1年間のものを提出してください。</p> <p>③ 障害年金等とは、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等の公的年金をいいます。</p> <p>④ 特別児童扶養手当等とは、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当をいいます。</p> <p>* 市町村民税所得割及び各種控除額が明記された証明書で、久喜市の場合は「所得証明書」になります。 市町村によって証明書の名称が異なりますので、市町村民税の所得割及び各種控除額が明記された証明書をご用意ください。</p>	